ロ　割引額

Ａ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車　　種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割　引　額	100	100	100	150	250

⑭　高速国道との連続利用割引

イ　割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ　割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車　　種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割　引　額	100	150	150	250	350

⑮　ＥＴＣ短区間割引

イ　割引をする自動車

小田原厚木道路のＡ区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するＥＴＣ車又は同道路のＢ区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

Ａ区間又はＢ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車　　種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割　引　額	50	50	50	100	150

⑯　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑰　乗合型自動車（定期路線）割引

イ　割引をする自動車

高速国道を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

⑱　割引相互間の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑰までに定める割引相互間の重複適用関係は別添７のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ　④と①、③、⑥、⑧から⑯までの割引相互間における重複適用関係

㈠　④と①、⑧又は⑬から⑮までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

㈡　④と③、⑥、⑨から⑫まで又は⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、④ロの㈠から㈢により算出した額が、⑨、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額より低い場合には、⑨、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額から④ロの㈠から㈢により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ　⑤と②、③、⑥、⑧から⑮まで又は⑰の割引相互間における重複適用関係

㈠　⑤と⑧又は⑬から⑮までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑬から⑮までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

㈡　⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

Ａ－（Ａ－Ｂ）×２

㈜　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：⑵に定める料金の額（ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。）。

Ｂ：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの㈠から㈢で算出した料金の額